

港湾区域内工事等許可
 海岸保全区域内制限行為許可 } を予定されている皆様へ

平成 21 年 4 月 1 日から、以下の申請を行われる場合、手数料が必要になります。
 (手数料の額及び納付方法については、事前に県土木(港湾管理)事務所と相談して下さい。)

【許可の名称】

港湾区域内工事等許可(港湾法第37条第1項第3号、第4号)

※ 港湾区域内で、占用を伴わない水域施設等の建設や改良を行う場合等に必要となる許可申請です。

海岸保全区域内制限行為許可(海岸法第8条第1項第2号、第3号)

※ 海岸保全区域内で、水面又は公共海岸の土地以外の土地における施設等の新設・改築を行う場合、又は土地の掘削、盛土、切土等を行う場合に必要となる許可申請です。

【手数料の金額】

区 分		面 積	金 額
新規許可	港湾区域内工事等許可申請 海岸保全区域内制限行為許可申請	100平方メートル未満	2,500円
		100平方メートル以上 500平方メートル未満	3,900円
		500平方メートル以上	5,700円
変更許可	1件につき1,500円(ただし、新たな土地の編入を伴う変更は、編入される面積に応じて上欄に定める額)		

【手数料を徴収しない行為】

- ①主として自己の居住のために行う行為
- ②主として農林水産業のために行う行為

【問合先】

- ① 兵庫県県土整備部 土木局 港湾課(管理係)
078-362-3537(直通)
- ② お近くの兵庫県土木(港湾管理)事務所(管理課)